

令和8年度 高梁市地域包括支援センター運営方針(案)

I 設置目的

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができ、一人一人が誇りをもって自分らしく生きることができる社会を実現するためには「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』のしくみが必要です。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。（介護保険法第115条の46第1項）

II 設置主体

設置主体は高梁市とし、高齢者にとってより親しみやすく相談しやすい窓口とするため、『高齢者総合相談センター』と呼ぶこととします。

センターは、市直営で1か所設置します。また、市内全域でセンター機能が行き渡ることを目的に、成羽地域、川上地域、備中地域にサブセンター（ステーション）を位置づけます。さらに、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約したうえでセンターにつなぐための窓口として4か所の在宅介護支援センターを設置します。

1. 設置場所等

地 域	センター名	住 所
高梁市全域	高梁市地域包括支援センター	松原通 2043
成羽地域	成羽ステーション（成羽地域局）	成羽町下原 606
川上地域	川上ステーション（川上地域局）	川上町地頭 1822
備中地域	備中ステーション（備中地域局）	備中町布賀 29-2

2. 窓口機能の強化等

実績のある在宅介護支援センター等を窓口（ブランチ）として活用し、総合相談支援の強化を目的に、センターとの協力と連携を行います。

また、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握しながら、円滑な業務の

実施に努めます。

【在宅介護支援センター】

地 域	センター名	住 所
高梁	ゆうゆう村在宅介護支援センター	南町 73
高梁	白和荘在宅介護支援センター	高倉町大瀬八長 2663-1
高梁、成羽	在宅介護支援センター グリーンヒル順正	松原町神原 2281-8
巨瀬、中井、有漢	高梁市社会福祉協議会在宅介護支援センター	向町 21-3

III 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2. 地域性の視点

- ・センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ・地域ケア推進会議等、会議の場を通じて地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3. 協働性の視点

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種を中心に、それぞれの専門性を活かし、相互に連携協働しながら「チームでの支援」の考え方を基本として、高齢者に対して様々な支援を行います。
- ・地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

4. 自己評価の視点

- ・センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行い、評価を踏まえ、事業の質の向上を図ります。

IV 業務推進の指針

1. 共通事項

(1) 事業計画の策定

地域の実情に応じて課題を把握したうえで毎年度事業計画を策定し、重点目標の設定及び課題解決を図るとともに、「高梁市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を基に「地域包括ケアシステム」のさらなる充実をめざします。

(2) 個人情報の保護

センター職員は、その運営上高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

(3) 広報活動

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等により地域住民や関係者への周知に努めます。

(4) 苦情対応

センターの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じます。

V 地域支援事業

総合事業

1. 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス（総合事業訪問介護）

現行型：6事業所

緩和型：2事業所

②通所型サービス（総合事業通所介護）

現行型：13事業所

緩和型A：ひなたぼっこ美の里

デイサービスYOU

ミニデイ

緩和型B：巨瀬もくもくDAY

うかん気楽会

ホッと広場たかはし

③介護予防ケアマネジメント

2. 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業（健康づくり課）

③地域介護予防活動支援事業

“元気なからだづくり隊”

“通所付添サポート事業”

④地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①第1号介護予防支援事業

②総合相談支援事業

③権利擁護事業

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

・地域包括支援センター運営事業

⑤在宅医療・介護連携推進事業

⑥生活支援体制整備事業

“いきいき生活サポート事業”

⑦認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

・認知症ケア向上推進事業

・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

⑧地域ケア会議推進事業

任意事業

①介護給付等費用適正化事業

・介護給付費適正化対策事業（健幸長寿課）

・介護サービス事業者適正化支援事業

③成年後見制度利用支援事業

④認知症サポーター養成事業

②家族介護支援事業

・家族介護教室事業

・家族介護者交流事業

・認知症高齢者見守り事業

⑤地域自立生活支援

・高齢者等見守体制整備事業
（緊急通報装置）

・配食サービス状況把握事業